令和2年3月銚子市教育委員会定例会議事録

1 目 時

令和2年3月25日(水) 午後3時00分 開 会 午後3時58分 閉 会

- 2 場 所銚子市役所 3 階庁議室
- 3 出席委員

教育長
石
川
善
昭

香
員
安
勇
馬
馬
馬

委
員
母
藤
馬
馬
乗
番
番
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基
基<

4 出席職員

学校教育課長 北村 卓 社会教育課長 林 秀行 社会教育課主幹(生涯学習室長兼文化会館長) 春山 無文良び 学校教育課主幹(教育総務室長)佐久間洋子 学校教育課課長補佐 小関 宏昌 学校教育室長 井上 新治 学校給食センター所長 高木 利雄 指導室長(兼小児言語指導センター所長) 松浦 毅 青少年指導センター所長 網中 昭仁 市民センター所長 高塚 優 山谷憲一郎 スポーツ振興室長(兼体育館長)飯笹 博充 公正図書館長 文化財・ジオパーク室長 小川 正俊 銚子高等学校事務長 高森 良文

5 議題等

- 議案第 8号 銚子市立小学校条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9号 銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を 改正する規則制定について
- 議案第10号 銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規 則の一部を改正する規則制定について
- 議案第11号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則制定について
- 議案第12号 銚子市社会教育指導員設置等規則及び銚子市家庭教育指導員設置等規則を廃止する規則制定について
- 議案第13号 銚子市青少年指導センター設置規則の一部を改正する規則制定 について
- 議案第14号 代決処分の承認を求めることについて(社会教育施設における 臨時の休館・休場)

議案第15号 代決処分の承認を求めることについて(令和元年度末県費負担 たる校長及び教頭の任免に係る内申)

報告第 1 号 銚子市教育情報セキュリティポリシーの策定について

報告第 2 号 銚子市立銚子西中学校の校歌及び学用品の決定について

議案第16号 代決処分の承認を求めることについて (職員の任免)

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和2年3月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。 では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

2月20日に開催いたしました令和2年2月教育委員会定例会の議事録及び3月18日に開催しました令和2年3月教育委員会臨時会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

続きまして、令和元年度卒業生合格進路先について市立銚子高校事務長より報告させます。

【市立銚子高校事務長】

市立銚子高等学校卒業生の合格進路先一覧についてご報告いたします。

令和元年度卒業生323名のうち22名が就職をしており、301名の生徒が進学となっております。国公立大学の合格者は53名、4年制の私立大学の合格者は705名、短期大学は9名合格しております。また、専修学校には34名が合格しております。併せまして、高等学校の入学試験の結果について報告いたします。定員320名のところ前期・後期で311名が合格し、2次募集を行い4名が合格となり、入学許可候補者数は315名です。銚子高等学校からの報告は以上でございます。

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、伊藤委員、安藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第8号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第8号「銚子市立小学校条例の一部を改正する条例制定について」提案理由を 説明します。銚子市立豊岡小学校の児童数の減少に伴い、令和2年度末に同校を閉校 しようとするもので、6月市議会定例会に提出されるよう銚子市長に申し出るもので す。施行期日は、令和3年4月1日です。以上で、議案第8号の説明を終わります。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第9号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第9号「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」提案理由を説明します。銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則は、教育委員会事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めています。今回の改正は、昨年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、学校教育課学校教育室の事務分掌を改正しようとするものです。改正内容について、説明します。廃止となる事務は、市立幼稚園の保育料の徴収猶予・減免に関する事務及び私立幼稚園の就園奨励等に関する事務です。新たに加わる事務は、私立幼稚園に係る子育てのための施設等利用給付に関する事務及び特定子ども・子育て支援提供者による副食の提供に要する費用に係る補足給付に関する事務であります。施行期日は、令和

2年4月1日です。以上で、議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議のほど お願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第10号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第10号「銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の 一部を改正する規則制定について」提案理由を説明します。銚子市高等学校教育職員 の勤務時間、休日、休暇等に関する規則は、高等学校教育職員の勤務時間、休日、休 暇等に関し必要な事項を定めています。 今回の改正は、 昨年12月に成立した働き方 改革関連法案が一部を除き令和2年4月から施行されることに伴い、「公立学校の 教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある指針へ格上げされるこ とへ対応するものです。国、文部科学省では、当該指針に関して、自治体に実効性のあ る形、具体的には、条例又は教育委員会規則等で定めるよう求めています。これに応 じ、銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を改正し、その 他規定を整備しようとするものです。改正の主な内容について、説明します。指針で は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図ること を目的としており、業務を行う時間の上限を定めます。第1条の6では、教育職員が 学校教育活動に関する業務を行っている時間を外形的に把握できる時間を在校等時間と 定義し、勤務時間管理の対象とします。この在校等時間から所定の勤務時間を差し引い た時間に上限を設け、第1項で原則1か月につき45時間以内、1の年度について 360時間とします。第2項で例外規定を設けています。第3項では、教育委員会が 指針に基づく業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置 を講ずることとしています。改正規則の施行期日は、令和2年4月1日です。以上で、 議案第10号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

ここで言う指針とはどこを指しますか。あるいは別にあるのですか。

【学校教育室長】

国が義務教育の働き方改革法案のなかで法律を変えていて、そこの国が定めた指針があります。これが説明のなかで申し上げた指針になります。そこでも上限時間を定めていて、同じ時間を規則に定めようとするものです。

【安藤委員】

在校等時間とは外形的に認められる時間、管理可能な時間ということですが、具体的にはどのように把握するのでしょうか。

【学校教育室長】

外形的にとは客観的にわかるものということで、タイムカード、出勤退勤を確認することができるようなシステムを使ったもので誰が見ても時間数が把握できるもの、 部活動、出張等外での活動についても在校等時間に含めますので、それについては活動日誌等を保管して確認して把握します。

【安藤委員】

銚子市教育委員会としては、説明にあったような形で措置で行うということでしょうか。

【教育長】

基本的に国の指針に沿って各自治体で規則を作成するようにということです。国の 指針はただの指針ではなく規則的なものです。そのなかで時間の把握で自己研鑽にあ たるものはこの時間から抜くということが明言されています。本人の申し出ですので、 この時間は自己研鑽だということであれば、その時間は勤務時間に入れなくてもよい ということです。それは何をもってそうするかということは明確ではありません。

【柗﨑委員】

45時間という規定がありますが、これについての罰則規定はないのですよね。実際に市立銚子高校の時間の現状はどれくらいですか。

【市立銚子高校事務長】

現在、出退勤記録ということでICカードをかざして出勤から退勤の時間をパソコンで一括管理しています。平成30年10月の導入当初は、100時間を超える職員が数名おりました。一方で少ない職員になるとほぼ残ることなく定時で退勤しております。その後、時間数の多い教職員には管理職から勤務時間を意識するよう指導、助言がありました。その結果、教職員の意識も変わり、現在のところは、全体的に残業する時間数は低減しています。

【柗﨑委員】

県からはでていないのですが、理由がありますか。

【学校教育課長】

理由は聞いていません。

【柗﨑委員】

そうすると、小・中学校はこの指導は行わないのですか。

【学校教育課長】

市としては高校と同じようには定めていません。県から降りてきてから定めるということで、待っているところです。

【教育長】

国の指針は令和2年4月1日から行うようにということなので、県は出すと言っているので待っています。ただ、内々で国の指針に沿って行ってくださいということです。市立銚子高校もかなり長時間になっている職員がいますが、小・中学校も同じような時間数になっていると思われます。これについては罰則規定がないまでも必ず調査をして、その結果、指導が入ると思われます。教育委員会としても、それなりに意識をもって、これから小・中学校に指導していかなければならないと考えています。

【柗﨑委員】

第3項の「教育委員会は、給特法第7条に規定する指針に基づき業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる。」のところで何かできるのか、指導だけでは難しいと思います。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第11号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第11号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則制定について」提案理由を説明します。独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関して、保護者から徴収する額や徴収しない者の要件を明確にするため、

新たに規則を制定しようとするものです。独立行政法人日本スポーツ振興センター共 済掛金は、学校の管理下において児童・生徒・園児に災害が発生した場合、当該児 童生徒等の保護者に対し医療費等の給付を行うため、学校の設置者である市と保護者双方 が負担しています。保護者から徴収する額は、政令、独立行政法人日本スポーツ振興セ ンター法施行令第10条の規定により、小中学校が共済掛金の10分の4から10分 の6まで、高等学校・幼稚園が10分の6から10分の9までの範囲で学校の設置者であ る銚子市が定めることとされています。また、国は、法律、同法第29条に基づき、経 済的理由により要保護児童生徒等の保護者から保護者負担額を徴収しないこととし た場合、予算の範囲内で日本スポーツ振興センターに補助することができます。これ まで銚子市では、歳出として共済掛金を、歳入として保護者負担分をそれぞれ予算措 置することで、保護者負担分を徴収してきました。今般、会計検査院から、日本スポ ーツ振興センターが国から補助を受けている、要保護児童生徒等の保護者が負担すべ き共済掛金を徴収しない部分については、その要件を教育委員会規則等で明確化する 必要がある旨指摘がありましたので、規則制定の提案に至ったものです。施行期日は、 令和2年4月1日です。規則制定に伴う共済掛金の額は、保護者の負担額も含めて変更は ありません。以上で、議案第11号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願 いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第11号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第6 議案第12号及び議案第13号は関連がありますので、一 括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第12号「銚子市社会教育指導員設置等規則及び銚子市家庭教育指導員設置等

規則を廃止する規則制定について」提案理由をご説明いたします。地方公務員法が改 正され、令和2年4月1日から法第3条第3項第3号の規定による特別職非常勤の職 員の範囲が厳格化されることになりました。このため、該当しないこととなる社会教 育指導員及び家庭教育指導員については、令和2年度からこれまでの特別職非常勤の 公務員から、改正後の地方公務員法第22条の2に定められる一般職の会計年度任用 職員に移行することになり、特別職非常勤職員としての社会教育指導員及び家庭教育 指導員の設置及び勤務日、勤務時間、服務等を定めていた、両設置等規則を廃止しよ うとするものです。なお、会計年度任用職員の勤務日、勤務時間、服務等については、 市の人事担当の方で、規則又はそれに代わる共通のルールが設けられることとなりま す。続きまして、議案第13号「銚子市青少年指導センター設置規則の一部を改正す る規則制定ついて」提案理由をご説明いたします。こちらも、改正の理由は、社会教 育指導員、家庭教育指導員と同様で、特別職非常勤職員の範囲の厳格化です。現在、 特別職非常勤職員として委嘱している青少年補導員については、職務内容や活動回数 等を考慮すると、改正後の地方公務員法第22条の2に規定による一般職の会計年度 任用の職にはそぐわないため、非公務員のボランティアとして委嘱することしました。 このため、特別職非常勤の公務員として青少年補導員の職の設置を規定している青少 年指導センター設置規則の第9条を削除しようとするものです。

以上で議案第12号及び第13号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

社会教育指導員及び家庭教育指導員については、今までと勤務については変わらないということでよろしいでしょうか。

【社会教育課長】

両指導員につきましては、従前と勤務内容等については変わりません。

【伊藤委員】

青少年補導員はボランティアに変わることによって、報酬がなくなるのですか。

【生涯学習室長】

青少年補導員につきましては、これまで年額15,000円の報酬がでていました。 令和2年度からは15,000円かける人数分を補助金として支出することになりま したので、会の運営上は変わりはありません。

【八角委員】

社会教育指導員や家庭教育指導員の月に勤務日数が何日ですか。

【社会教育課長】

両指導員とも月に10日の勤務になります。報酬につきましては月額での支払いです。

【八角委員】

どのような経歴の方が多いのですか。

【社会教育課長】

校長先生や教員をされていた方です。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。はじめに、議案第12号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第12号について、原案のとおり承認することと決しました。 次に議案第13号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第13号について、原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第7 議案第14号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第14号「代決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。新型コロナウイルスの感染が増え続ける中、感染拡大防止のために徹底した対策を講ずるため、多くの人が集まり、感染のリスクが高い文化・スポーツイベント等の自粛が要請されました。このため、令和2年3月6日から31日まで、公正図書館を除く社会教育施設9施設を臨時に休館、休場といたしました。3枚目の表のページをご覧ください。社会教育施設に係る休館に関する規定です。一番上の市民センター管理規則では、第5条各号列記以外の部分但し書きに、「ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。」との規定がありますように、臨時に休館する場合には、教育委員会が必要と認める場合に限られています。その下の地区コミュニティセンター、体育施設も同様です。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とし、早急に休館・休場する必要があったため、代決処分したものであり、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、2枚目の別紙のとおり、代決処分をしたため、同条第4項の規定によ

り報告を行い、その承認を求めようとするものです。なお、公正図書館は、感染対策 に留意し、長時間の館内滞在を控えていただくお願いし、本などの貸し出し、返却の みを行っています。換気を充分に行い、本などの貸出、返却のみに限り業務を継続し てまいりました。また、「3休館・休場の例外等」の「(1) 銚子市市民センターは、教 育長が特に必要と認める場合には、臨時に休館・休場する期間内に開館し、一部の貸 室を行うことができる」とありますのは、自動車の運転免許更新のための講習会を休 館中にも特別に開館扱いとして、貸館を可能にしたものです。自動車の運転免許更新 のための講習会は、銚子警察署と協議いたしましたが、「代替となる施設が市内にない、 銚子で行わなければ、対象者の市民に、幕張の運転免許センターに自分で行っていた だかなければならない」とのことでした。このため、銚子警察署と講習を実施する銚 子交通安全協会に、充分な感染防止対策を講じていただくことをお願いし、これに 限って休館中に開館し、貸館をこれまで行っています。また、直接の議案事項ではご ざいませんが、期間が切れます、4月1日からの対応でございますが、休館、休場し た施設は、新型コロナウイルスの感染対策を十分に図り、また、3月19日に公表さ れました新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を参考に、クラスターの発 生リスクを下げるための3原則、密閉空間を作らないため十分な換気を行う。手の届 く距離に多くの人がいないよう人の密度を下げる。近距離での会話や発声、高唱、接 触を避ける。が実現できる形で、利用制限を行い再開させる予定です。利用制限とし て、市民センターでの合唱、吹奏楽、社交ダンス、フォークダンス、囲碁、将棋、料 理、体育施設での柔道、剣道、空手、合気道、などは、当分の間行えないこととしま す。

以上で議案第14号の説明を終わります。よろしくご承認のほどをお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第14号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり承認することとし決しました。

【教育長】

続きまして、日程第8 議案第15号を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第15号は人事案件となりますので、非公開といたしたいと思います

が、これにご異議はございませんか。 (異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

【教育長】

よって、議案第15号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第18条第3項の規定により記録なし)

【教育長】

ただいまの議事の結果を申し上げます。採決を行いまして、議案第15号は、原案 のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第9報告第1号について、所管課長から説明をお願いします。

【学校教育課長】

「銚子市教育情報セキュリティポリシー」の策定について、報告します。文部科学省は、各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とするものとして、平成29年10月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定しました。また、GIGAスクール構想の実現に向け、環境整備等を進める上で、作成や見直しを行うため、令和元年12月に改訂されました。本ガイドラインは、ICT環境が常に進歩を遂げていることから、他機関の動向、技術的な進展等を踏まえつつ、随時見直しを行っていくとのことです。銚子市教育委員会では、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めるため、本ガイドラインに沿った「銚子市教育情報セキュリティポリシー」を策定する必要があると考え、令和2年4月から運用したいと思います。この「銚子市教育情報セキュリティポリシー」の内容を踏まえ、各校では情報セキュリティ実施手順書を作成し、教職員や児童生徒が安心して情報の共有や、教育の場で情報活用を行えるように整えていきます。

【教育長】

以上で説明は終わりました。ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

【八角委員】

情報漏洩に対するリスク、対策ということで、(5)の教職員の情報セキュリティに 関する意識の醸成を図ることということですが、数年に1回くらい児童生徒の成績情報等を紛失してしまったというようなニュースがありますが、学校で仕事をして家へ USB等で持ち帰って続きの仕事をしようとしても、それはできないようなシステム になっているのですか。

【学校教育課長】

基本的には生徒の成績等個人情報が入ったUSB等の持ち出しは禁止になっていま

す。

【八角委員】

どうしても終わらないのでUSB等を家に持ち帰りたいとういのは可能なのですか。

【学校教育課長】

基本的には禁止ですが、学校が保管するパスワードを掛けたUSBであれば管理職に申し出て管理簿に記録して許可をもらえば持ち帰ることはできます。

【八角委員】

家で行うことも可能なんですね。

【学校教育課長】

全てが禁止というわけではなく、どうしてもという場合は認めています。

【八角委員】

基本的には学校で処理するということですね。

【学校教育課長】

それが大原則です。個人が所有しているUSBを保存して持ち帰るということも過去にはありましたが、現在は全面的に禁止していて、個人のUSBは使えません。学校で管理しているUSBのみ可能ということです。

【八角委員】

家に持ち帰って個人のUSBに写すことは可能ということですか。

【教育長】

それをした場合、処分の対象となります。

【学校教育課長】

個人のUSBについては、学校のパソコンでは使えません。

【安藤委員】

先生方のパソコンのデータの保存場所は、学校ごとにサーバーがあるのですか。市で一括していますか。

【学校教育課長】

市で一括管理しています。

【安藤委員】

USBを持ち出さなくても、パスワードがわかれば市のサーバーに入って自宅のインターネットを使って仕事をするということができるのではないですか。

【学校教育課長】

それはできません。

【教育長】

ほかにございませんか。

続きまして、日程第10報告第2号について、所管課長から説明をお願いします。

【教育総務室長】

令和3年4月1日に開校予定の銚子市立銚子西中学校の校歌につきましては、第五・第六・第七中学校及び学区小学校の校長、PTA代表並びに学区町内会代表によって構成される西部地区中学校統合準備委員会において協議が進められ、校歌が決定しましたので報告いたします。これまでの経過につきましては、別添資料のと

おりとなります。今後につきましては、3月26日に西部地区中学校統合準備委員会委員や作詞者にCDを送付するとともに、教育委員会ホームページに掲載いたします。また、4月1日に統合準備だよりを全隣組回覧し、広く周知いたします。

続きまして、学用品につきましては、第五・第六・第七中学校及び学区小学校の教職員代表とPTA代表によって構成される西部地区中学校統合準備委員会PTA・通学部会で協議が進められ、決定しましたので報告いたします。これまでの経過につきましては、別添資料のとおりです。実物はこちらになります。

今後につきましては、8月頃に販売業者が決まり、10月頃に「広報ちょうし」や 教育委員会ホームページにて、デザインや販売店を周知する予定です。

【教育長】

以上で説明は終わりました。ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

【伊藤委員】

現在、通っている生徒は今のジャージをそのまま着用するということですか。

【教育長】

そうです。

【伊藤委員】

ジャージを学年ごとに色分けを行わないことになった経過はなんですか。

【事務局】

西部地区中学校統合準備委員会PTA・通学部会で検討をしまして、同じ色であれば下の学年でも使えるということと、学年によって色の好き嫌い等がでてきてしまうという保護者の意見で同じ色になりました。

【教育長】

何か変えて学年が分かるようにしているんですか。

【事務局】

ジャージは同じで、上履きの色が現在の第五中学校と同じ色になります。

【柗﨑委員】

外履きの靴は指定ではないのですか。

【事務局】

外履きは自由にしてほしいということで指定していません。

【教育長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしましたが、追加提案がありますので、 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【教育長】

日程第11として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

では、そのように決定させていただきます。

【教育長】

続きまして、日程第11 議案第16号を議題といたしますが、委員の皆さんにお 諮りします。議案第16号は人事案件となりますので、非公開といたしたいと思いま すが、これにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

【教育長】

よって、議案第16号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第18条第3項の規定により記録なし)

【教育長】

よって、議案第16号は、原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時58分

以上をもちまして、令和2年3月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和2年4月24日

署名委員 安 藤 清

署名委員 伊藤晴美